

答 申

第 1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が令和 4 年（2022年）10月14日付け令 4 建築指導第 2 5 4 号により、公文書の存否を明らかにしないで行った公文書の非開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和 4 年（2022年）1 0 月 7 日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成 9 年山口県条例第 1 8 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、「市街化調整区域（下松市〇〇〇〇〇〇ー〇）で行われている違法建築に対し、建築指導課がどのような対応を取られ、どのような処分を検討されているのか。」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、令和 4 年（2022年）1 0 月 1 4 日付け令 4 建築指導第 2 5 4 号で、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和 4 年（2022年）1 2 月 2 9 日付けで行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 条の規定に基づく審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

処分を取り消し、部分的でも開示するよう求めるというものである。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

第 4 実施機関の説明要旨

（省略）

第 5 審査会の判断

1 条例について

（1）条例第 1 1 条第 6 号について

条例第11条は、実施機関は、第6号に規定する「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であつて、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

ここで、「検査、監査、取締り等の計画又は実施細目」とは、立入検査、指導監査、漁業取締、税務調査、各種の監視・巡視等の事務又は事業における計画やその方針、内容等の情報をいい、「その他の事務又は事業に関する情報」とは、県の機関又は国等の機関が行う一切の事務又は事業に関する情報をいい、「円滑な実施を著しく困難にする」とは、経費が著しく増大し、又は実施の時期が大幅に遅れること、反復継続される同種の事務又は事業の実施が著しく困難になることなどをいうとされており、実施の目的を失わせる情報の具体例としては、漁業法、食品衛生法、建築基準法等の違反に対する取締りに関する情報や社会福祉施設の指導監査に関する調査書などが考えられている。

なお、「著しく困難にするおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「困難」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

(2) 条例第13条について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第11条各号のいずれかに該当する情報を公開することとなるときは、実施機関は、本件公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

ここで、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第11条各号のいずれかに該当する情報を公開することとなる」とは、例えば、特定の個人の病歴に関する情報、犯罪の内偵捜査に関する情報などの開示請求に対し、本件公文書は存在するが非開示とする、又は本件公文書は存在しない等、公文書の存否を明らかにすることにより、本件公文書を開示したときと同様に、非開示事項の規定により保護すべき利益が害されるおそれがある場合をいうとされている。

2 本件処分について

(1) 条例第11条第6号及び条例第13条の該当性について

本件請求は、特定の所在地における違法建築に対し、実施機関の対応及び処分の検討に係る公文書（以下「当該公文書」という。）の開示を求めるものであるが、都市計画法又は建築基準法には、都道府県知事による権限等の規定があり、当該規定によると、都市計画法及び建築基準法違反の建築物に対する各種調査、行政指導及び行政処分等の対応（以下「一連の対応」という。）に関する事務は

実施機関の事務であることが認められる。

よって、仮に、当該公文書は存在するが条例第11条各号のいずれかの非開示情報に該当するとして、そのすべてについて非開示決定をしたり、当該公文書の一部を非開示として部分開示決定をしたり、又は当該公文書は存在しないとして却下決定をしたりすると、特定の所在地における建築物に対して、実施機関による一連の対応に関する情報の存否（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものと認められる。

次に、本件存否情報が条例第11条第6号に該当するか否かを以下のとおり検討する。

まず、実施機関の主張は、本件存否情報を明らかにするだけで、利害関係者に行政処分等の実施を事前に察知され、違反建築に対する取締りの実効性が失われるとし、また、建築基準法及び都市計画法に係る法令等違反若しくはその疑いがあるものに対する取締り全般としては、より緊急性・違法性が高いものから一連の対応を行っていることから、法令等違反若しくはその疑いが生じた時期、場所、態様に応じた、個別案件に対する一連の対応の時期等を推察されることにつながることから、県の取締りの内実を知られることとなり、その者に取締り逃れ・潜脱の機会を与えてしまうことから、適正な取締りの事務の執行に著しい支障が生じるおそれがあるとしている。

この点、たしかに個別の違反建築若しくは違反建築が疑われる事案に対して、本件存否情報を明らかにすると、当該建築物の所有者等に、事前に実施機関の一連の対応の実施時期等を察知され、実施機関が主張するように取締り逃れ・潜脱の機会を与えてしまうおそれがあることは否定できず、そのような事態になれば、法違反に関する実施機関の一連の対応に係る事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあることが認められる。

また、審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、都市計画法や建築基準法違反に係る実施機関の一連の対応においては、違反建築若しくは違反建築が疑われる建築物の現状の確認は欠かせないものであり、まずは当該建築物の所有者等（以下「相手方」という。）に事情聴取を行うことによって、法違反に関する情報収集をすることであるが、この事情聴取は法的強制力がなく、相手方の任意の同意・協力のもとに実施されることであるが、さらに、相手方から違反を是正する意志が示されて、是正に必要な報告があった場合は、その内容を精査し、違反の是正についての指導を行うが、そのような是正に向けた対応においても、相手方の協力が不可欠とのことであった。

このことを踏まえると、相手方の同意・協力が、実施機関の一連の対応に係る事務の円滑な実施には不可欠であることが認められることから、本件存否情報を明らかにすることにより、相手方が法令を遵守しない者と評価されるとともに、社会的信用の低下等をおそれることにより、実施機関からの事情聴取等の協力に応じなくなった場合は、都市計画法や建築基準法違反の実施機関の一連の対応に係る事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあることが認められる。

以上により、本件存否情報を明らかにすること自体が条例第11条第6号の非

開示情報を開示することとなるため、条例第13条の規定により、本件存否情報を明らかにしないで本件請求を拒否したことは妥当である。

(2) 審査請求人が部分開示すべきと主張していることについて

審査請求人は、建築物の法令等違反若しくはその疑いが生じた時期・場所・態様等のどうしても秘匿したい事項を伏せた上で部分公開すれば、条例第13条にも違反せず公開が可能である旨を主張している。

まず、部分開示については、条例第12条で「実施機関は、開示請求に係る公文書に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に区分することができるときは、その部分を除いて、当該公文書の開示をしなければならない」と規定されている。

これは、請求があった公文書の一部に条例第11条各号のいずれかの非開示情報（以下「非開示情報」という。）に該当する情報がある場合であっても、当該非開示情報を容易に区分することができるときは、当該公文書の全体の開示をしないのではなく非開示情報を分離し、その残りの部分の開示をしなければならないことを定めたものであり、「容易に区分することができる」とは、区分することが、公文書の中の非開示情報が存在している状態、部分開示をするための複製物を作成する時間、経費等から判断して、容易に可能であるときをいうとされている。

しかし、そもそも条例第13条に該当する場合は、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を公開することとなり、開示請求に係る公文書の存否すら明らかにすることができないことから、開示請求に係る公文書は存在するが非開示情報に該当するとして、そのすべてを非開示決定したり、当該公文書の一部を非開示として部分開示決定をしたり、又は当該公文書は存在しないとして却下決定をしたりすると、結果的に非開示情報を明らかにしてしまうことになるため、審査請求人が主張する部分開示をすることはできない。

3 その他

審査請求人は、特定の所在地における違法建築について、自らが実施機関の担当事務所に通報し、さらに実施機関の担当職員が「工事をやめるように指導した」旨の発言をしたとし、また違法建築物の利害関係者は既に県から行政指導を受けていることから、本件請求に係る公文書が存在していることは容易に想像がつく等の主張している。

しかし、情報公開制度においては、条例第5条で何人にも開示請求権を認めていることから、開示請求者が何人かを問わずに開示・非開示の決定をするものであり、開示を求める目的、開示請求に係る公文書に記録されている情報と開示請求者の関係の有無等、開示請求者の属性に関することは考慮せずに上記のとおり判断したものである。

また、審査請求人のその他の主張についても、本件公文書の開示・非開示の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上の理由により、第1の審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の意見

最後に審査会としての意見を付しておく。

本件処分にあたっては、実施機関は、山口県情報公開事務取扱要領（平成10年4月1日付け学事文書第39号 総務部長依命通達。以下「要領」という。）別記第7号様式をもって本件処分について審査請求人に通知しているが、要領によると、当該様式は開示請求に係る公文書が存在しないことが判明した時などに行う請求の却下決定を通知する際のものであり、条例第13条の規定により開示請求を拒否することの決定を含む公文書の開示をしないことの決定をする場合は、公文書非開示決定通知書（要領別記第4号様式）にて通知することとされており、誤った様式をもって通知している。

今後は、開示請求の対応における事務手続きにあたっては、条例に基づく事務手続き等の取扱いについて必要な事項を定めている要領の規定に基づいて適切に実施することを強く求める。

第7 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和5年 5月17日	実施機関から諮問を受けた。
令和6年 5月28日	事案の審議を行った
令和6年 10月29日	事案の審議を行った。
令和6年 12月25日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	

(令和6年12月25日現在)